

邑楽町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

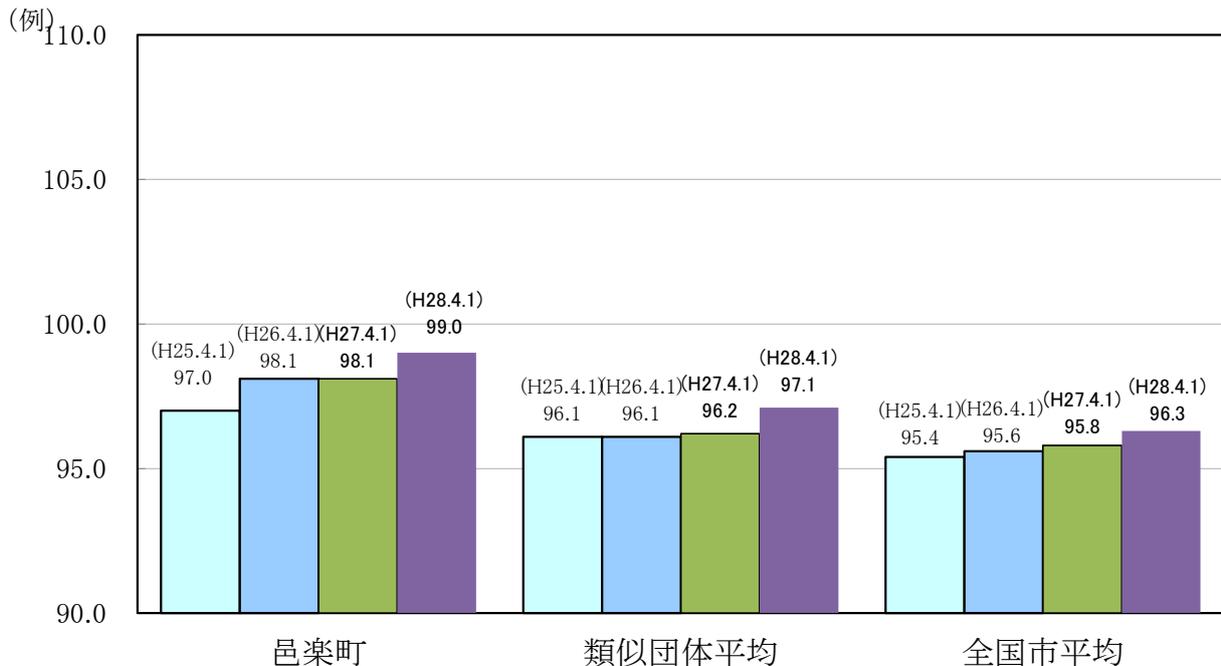
区分	住民基本台帳人口 (平成28年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成26年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
27年度	26,955	9,579,110	430,671	1,540,030	16.0	16.8

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	千円
27年度	人 177	千円 650,283	千円 118,584	千円 243,213	千円 1,012,080	千円 5,190	千円 5,480

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成27年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 「類似団体平均」とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 平成28年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

給与の総合的見直しを平成28年度から実施したため

(4) 給与改定の状況（人事委員会未設置のため未記載）

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給 与 改 定 率	(参考) 国 の 改 定 率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B (%)	勧 告 (改定率)		
27年度	円	円	円 (%)	%	%	% 0.17

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイルズ比較した平均給与月額である。

②特別給（期末・勤勉手当）

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国 の 年 間 支 給 月 数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧 告 (改定月数)		
27年度	月	月	月	月	月	月 4.30

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[(実施) 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成28年4月1日
（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。激変緩和のため、2年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準で支給対象地域外のため、地域手当の支給なし。（ただし、勤務地が支給対象地域の場合のみ支給）

③その他の見直し内容

特になし

(6) 特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成28年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
邑楽町	39.1 歳	299,340 円	351,769 円	326,743 円
群馬県	43.6 歳	341,100 円	410,910 円	373,501 円
国	43.6 歳	331,816 円	—	410,984 円
類似団体	41.2 歳	306,752 円	361,690 円	335,024 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
邑楽町	61.0 歳	2 人	346,450 円	366,799 円	352,950 円	—	—	—	—
用務員	61.0 歳	2 人	346,450 円	366,799 円	352,950 円	用務員	55.2歳	199,900 円	1.83
群馬県	51.5 歳	94 人	342,100 円	373,434 円	364,053 円	—	—	—	—
国	50.4 歳	2876 人	287,447 円	—	329,358 円	—	—	—	—
類似団体	50.5 歳	12 人	278,299 円	299,089 円	289,973 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
邑楽町	—	—	—
用務員	5,944,346 円	2,732,900 円	2.10

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成〇～〇年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
邑楽町	38.1 歳	299,385 円	324,147 円
群馬県	44.3 歳	376,100 円	419,604 円
類似団体	38.9 歳	285,352 円	308,891 円

(2) 職員の初任給の状況 (平成28年4月1日現在)

区 分		邑楽町	群馬県	国
一般行政職	大 学 卒	176700 円	181800 円	176700 円
	高 校 卒	144600 円	147900 円	144600 円
技能労務職	高 校 卒	144600 円	143500 円	-
	中 学 卒	- 円	- 円	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (平成28年4月1日現在)

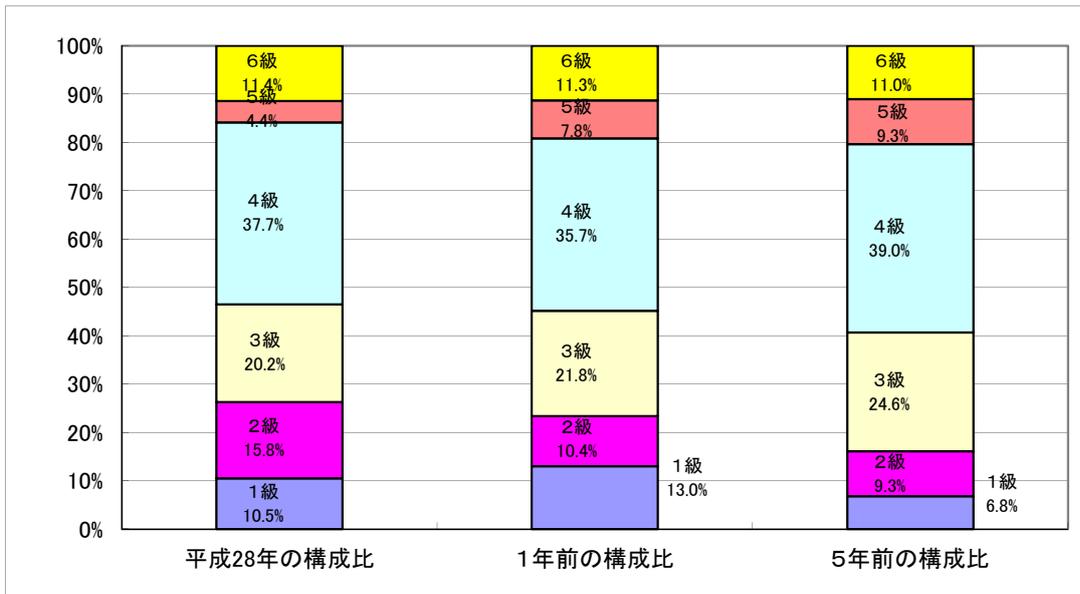
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	272,400 円	358,550 円	373,900 円	401,250 円
	高 校 卒	- 円	- 円	- 円	- 円
技能労務職	高 校 卒	- 円	- 円	- 円	- 円
	中 学 卒	- 円	- 円	- 円	- 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成28年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6級	課長	13人	11.4%	317700円	409400円
5級	課長補佐	5人	4.4%	287100円	392200円
4級	係長・主査	43人	37.7%	261100円	383400円
3級	主任	23人	20.2%	227900円	349200円
2級	主事	18人	15.8%	191700円	303400円
1級	主事・主事補	12人	10.5%	141600円	246600円

- (注) 1 邑楽町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成〇年に8級制から6級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成28年4月2日から平成29年4月1日までににおける運用	邑楽町		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用			○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用	○	○		
ロ 人事評価を実施していない				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

邑楽町		群馬県		国	
1人当たり平均支給額(平成27年度)		1人当たり平均支給額(平成27年度)		—	
1,333 千円		1,761 千円		—	
(平成27年度支給割合)		(平成27年度支給割合)		(平成27年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.6 月分	1.6 月分	2.6 月分	1.6 月分	2.6 月分	1.6 月分
(1.45)月分	(0.75)月分	(1.45)月分	(0.75)月分	(1.45)月分	(0.75)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～15%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～20% 管理職加算10～25%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～20% 管理職加算10～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況 (一般行政職)

平成28年度中における運用	邑楽町		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の成績率も適用			○	○
標準に加え、上位の成績率も適用				
標準に加え、下位の成績率も適用				
標準の成績率のみ適用	○	○		
ロ 人事評価を実施していない				

(2) 退職手当 (平成28年4月1日現在)

邑楽町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2～20%)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)	
(退職時特別昇給)	なし				
1人当たり平均支給額	20,876 千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成27年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(平成28年4月1日現在)

支給実績(平成27年度決算)		69 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成27年度決算)		69,102 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
-	- %	- 人	- %
地域手当補正後ラスパイレ指数 (ラスパイレ指数)		-	
		-	

(注) 地域手当補正後ラスパイレ指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレ指数。
(補正前のラスパイレ指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

(4) 特殊勤務手当 (平成28年4月1日現在) (制度なし)

支給実績(平成27年度決算)		-			千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成27年度決算)		-			円
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成27年度)		-			%
手当の種類(手当数)		-			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成27年度決算)	左記職員に対する支給 単価	
			千円		

(5) 時間外勤務手当

支給実績(平成27年度決算)	35,977 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成27年度決算)	327 千円
支給実績(平成26年度決算)	31,529 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算)	300 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(平成27年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (平成28年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成27年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成27年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給(支給額) 配偶者 13,000円 配偶者以外 6,500円 子(16歳の年度初めから22歳の年度末)の加算5,000円	同じ	-	15,737 千円	218,563 円
住居手当	(支給額) 借家・借間居住職員(月額12,000円を超える家賃を払っている職員)最高27,000円	同じ	-	4,882 千円	256,947 円
通勤手当	6箇月定期券の価格により一括支給ただし、1箇月当たり55,000円が限度額 自動車等の交通用具使用者 通勤距離に応じた月額(2,000円~31,600円)を毎月支給	同じ	-	5,347 千円	38,745 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給(支給額) 課長62,300円 課長補佐52,000円 係長45,000円	同じ	-	38,171 千円	596,422 円
管理職特別勤務手当	管理又は監督の地位にある職員が週休日又は深夜に臨時又は緊急の必要等により勤務した場合に支給(支給額) 課長7,000円 課長補佐6,000円 係長5,000円	異なる	支給額	- 千円	- 円

5 特別職の報酬等の状況（平成27年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等	
給 料	市区町村長	610,300 円	(718,000 円)	(参考)類似団体における最高/最低額 890,000 円 / 580,300 円			
	副市町村長	522,900 円	(581,000 円)	730,000 円 / 522,900 円			
報 酬	議 長	328,000 円	(円)	479,000 円 / 271,000 円			
	副 議 長	250,000 円	(円)	397,000 円 / 217,000 円			
	議 員	227,000 円	(円)	368,000 円 / 202,000 円			
期 末 手 当	市区町村長 副市町村長	(平成27年度支給割合) 4.2 月分					
	議 長 副 議 長 議 員	(平成27年度支給割合) 4.2 月分					
退 職 手 当	市区町村長	(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)		
	副市町村長	718,000円×在職期間×5.2		14,934,000円	任期毎		
	備 考	581,000円×在職期間×3.0		6,972,000円	任期毎		

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

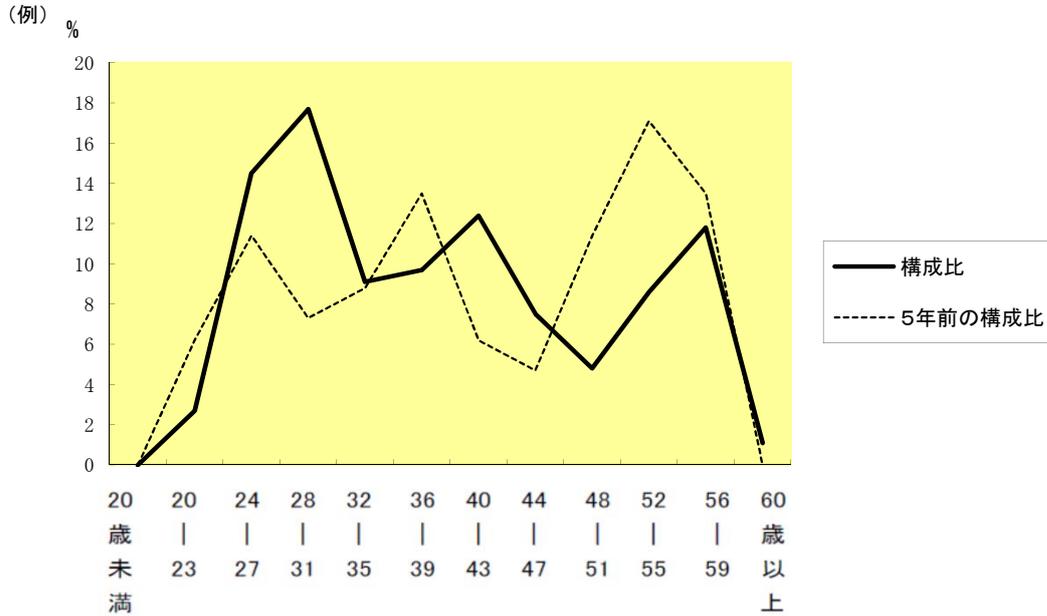
(各年4月1日現在)

部 門		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成28年	平成27年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会	3	3		
		総務	37	38	△1	退職職員欠員不補充
		税務	19	20	△1	退職職員欠員不補充
		民生	36	35	1	保育士増
		衛生	11	13	△2	育休代替不補充
		労働	0	0		
		農林水産	9	8	1	欠員補充
		商工	4	4		
	土木	13	14	△1	育休代替不補充	
	計	132	135	△3	<参考> 人口1万人当たり職員数 48.97 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 60.16 人)	
教育部門		42	42			
小 計		174	177	△3	<参考> 人口1万人当たり職員数 64.55 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 75.28 人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	水道	2	7	△7	水道事業広域化のため	
	下水道	10	2			
	その他	10	9	1	地域ケアシステム構築のため	
小 計		12	18	△6		
合 計		186	195	△9	<参考> 人口1万人当たり職員数 69.00 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成28年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳23歳	24歳27歳	28歳31歳	32歳35歳	36歳39歳	40歳43歳	44歳47歳	48歳51歳	52歳55歳	56歳59歳	60歳以上	計
職員数	0人	5人	27人	33人	17人	18人	23人	14人	9人	16人	22人	2人	186人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門別	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	134	135	134	136	135	132	△2(△1.5%)
教育	41	43	44	43	42	42	1(2.4%)
普通会計計	175	178	178	179	177	174	△1(△0.6%)
公営企業等会計計	18	18	18	18	18	12	△6(△33.3%)
総合計	193	196	196	197	195	186	△7(△3.6%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実質 収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成26年度の総費用に占 める職員給与費比率
27年度	千円 476,557	千円 38,722	千円 14,498	% 3.0	% 2.8

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費17,430千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)26年度平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
27年度	人 6	千円 21,720	千円 1,960	千円 8,248	千円 31,928	千円 5,321	千円 4,469

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成28年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

平成28年4月1日より水道事業が3市5町(太田市・館林市・みどり市・板倉町・明和町・千代田町・大泉町・邑楽町)にて統合され「群馬県東部水道企業団」へと移行しました。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成28年4月1日現在)(群馬県東部水道企業団へ移行)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
邑楽町	- 歳	- 円	- 円
団体平均	- 歳	- 円	- 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

邑楽町	邑楽町(一般行政職・団体平均等)
1人当たり平均支給額(平成27年度) 1,375 千円	1人当たり平均支給額(平成27年度) 1,333 千円
(平成27年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.6 月分 (1.45)月分 (0.75)月分	(平成27年度支給割合) 期末手当 3 月分 勤勉手当 1.6 月分 (1.45)月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5~15%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成28年4月1日現在）（群馬東部水道企業団へ移行）

邑楽町			邑楽町（一般行政職・団体平均等）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	月分	月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	月分	月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	月分	月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	月分	月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置			その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （割増率2～20％）	
（退職時特別昇給		）	（退職時特別昇給	なし	
1人当たり平均支給額	-	千円	1人当たり平均支給額	20,876 千円	

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、平成27年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（支給なし）

（平成28年4月1日現在）

支給実績（平成27年度決算）		千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成27年度決算）		円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
	%	人	%

エ 特殊勤務手当（平成28年4月1日現在）（制度なし）

支給実績（平成27年度決算）			千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成27年度決算）			円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成27年度）			%	
手当の種類（手当数）				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （平成27年度決算）	左記職員に対する支給 単価
			千円	

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成27年度決算）	474 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成27年度決算）	119 千円
支給実績（平成26年度決算）	192 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算）	48 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成27年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (平成28年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成27年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成27年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給(支給額) 配偶者 13,000円 配偶者以外 6,500円 子(16歳の年度初めから22歳の年度末)の加算5,000円	同じ	-	450 千円	225,000 円
住居手当	(支給額) 借家・借間居住職員(月額12,000円を超える家賃を払っている職員)最高27,000円	同じ	-	260 千円	260,000 円
通勤手当	6箇月定期券の価格により一括支給ただし、1箇月当たり55,000円が限度額 自動車等の交通用具使用者 通勤距離に応じた月額(2,000円～31,600円)を毎月支給	同じ	-	146 千円	36,600 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給(支給額) 課長62,300円 課長補佐52,000円 係長45,000円	同じ	-	1,080 千円	540,000 円
管理職特別勤務手当	管理又は監督の地位にある職員が週休日又は深夜に臨時又は緊急の必要等により勤務した場合に支給(支給額) 課長7,000円 課長補佐6,000円 係長5,000円	異なる	支給額	5 千円	5,000 円